

□新型コロナウイルスに関する法律相談

新型コロナウイルス感染症により生じた様々な問題に関する法律相談窓口

★新型コロナウイルス法律相談全国統一ダイヤル

Tel 0 5 7 0 - 0 7 3 - 5 6 7

受付時間 平日 12:00～14:00

※土曜日、日曜日、祝日は受付できません

Web 受付 <https://www.nichibenren.or.jp/news/year/2020/topic2.html>

※24 時間対応

※事業者の方はこちら ⇒ 0 5 7 0 - 0 0 1 - 2 4 0

□その他の分野別電話相談ダイヤル(無料電話相談)

以下の電話相談ダイヤルではそれぞれの分野の法律相談を無料で受け付けています。また、それぞれの分野について、新型コロナウイルスに係る相談も受け付けます。

例 「感染防止を理由に出勤停止にされた場合の給料は？」→労働問題電話相談

「ウイルス対策の義援金を求められたが詐欺では？」→特殊詐欺電話相談

「コロナウイルスのことで学校でいじめを受けた」→こどもでんわそうだん

★労働問題電話相談

Tel 0 8 0 - 2 9 3 6 - 9 4 9 7

受付日時

5月13日、20日、27日 15:00～19:00

※解雇や雇い止め、給与、休業補償、労働条件などに関する相談ができます。

雇用されている方、雇用している方どちらの相談もかまいません

★特殊詐欺電話相談

Tel 0 8 2 - 2 2 5 - 7 9 7 0

受付日時 平日 12:00～15:00

※土曜日、日曜日、祝日は受付できません

※オレオレ詐欺・架空請求・送りつけ商法などの特殊詐欺について、被害に遭われたご本人、ご家族などより、無料の電話相談に応じます

★こどもでんわそうだん

Tel 0 9 0 - 5 2 6 2 - 0 8 7 4

受付日時 平日 16:00～19:00

※土曜日、日曜日、祝日は受付できません

※家庭・学校・非行や犯罪などに関する相談を、こどもからも保護者からも無料で対応します

★中小企業のためのひまわりほっとダイヤル ～経営者×弁護士 お悩み相談～

TEL 0570-001-240 (全国共通)

受付日時 平日 10:00～12:00、13:00～16:00

※会社名、連絡先などの基本情報をお伝えください。折り返し、相談を担当する弁護士から、面談か電話でのご相談についてご案内いたします。相談料は、初回 30 分間のご相談につき無料です（30 分経過以降および 2 回目以降は弁護士におたずねください）。

※弁護士が法律の専門家として、中小企業の経営上の種々の問題解決のお手伝いをします。

★生活保護電話相談

TEL 082-221-8640

受付日時 平日 10:00～12:00、13:00～15:00

※土曜日、日曜日、祝日は受付できません。

※生活保護に関することでお悩みの方は、まずはお電話にてお申し込みください。

□一般の法律相談の窓口

離婚、借金、相続のトラブル、不動産の問題などの法律相談窓口

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各法律相談センター（紙屋町、呉、ひがし広島、福山、北部巡回）では面談相談を現在中止して電話相談に変更し、下記 2 つのセンターに業務を集約し、電話で法律相談の予約を受け付ける形に切り替えております。

一般の法律相談をご希望の方は予約のお電話をお願いします（相談料は無料です）。

★紙屋町法律相談センター 電話法律相談（電話予約制）

TEL 082-225-1600

予約受付時間 10:00～15:30

※休業日 4月29日、5月1日～5月6日、土曜日曜

★法律相談センター福山 電話法律相談（電話予約制）

TEL 084-973-5900

予約受付時間 10:00～15:00

※休業日 4月29日、5月1日～5月6日、土曜日曜